

物 件 明 細

物件番号	所在地 (路線名)	泉佐野市鶴原四丁目2215番2外 (主要地方道大阪臨海線 臨海見出川大橋下)	交通 機関	南海本線 鶴原駅 北西約1000m	最低 占用料 (年額)	474,370円/年	占用期間	5年
1								
土地の概要					特記事項			
面積	占有許可対象面積			1,743.96 m ²				
接面道路 の状況	南東側: 市道・幅員約5.0m・舗装有・高低差無〔出入口〕			1 平面駐車場(コインパーキングを含む)等、平面利用を想定しております。 2 占用の態様等については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。 3 占用期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとします。 4 対象地への車両等の出入りについては、大阪府岸和田土木事務所及び大阪府泉佐野警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府岸和田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚及び排水管に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所管理課 電話 072-439-3601(代) 大阪府泉佐野警察署 電話 072-464-1234(代) 5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、泉佐野市と協議してください。 (お問い合わせ先) 泉佐野市上下水道局 電話 072-450-2222(代) 6 電気の引込みについては、大阪府岸和田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府岸和田土木事務所管理課 電話072-439-3601(代) 関西電力送配電(株)コンタクトセンター 電話0800-777-3081 7 管理フェンスなどの周辺についても、対象地と同様に良好な管理を行ってください。また、それらの施設の損傷等について、対象地の占有が起因する場合、占有者に復旧を求めることがあります。				
法令に基づく制限	市街化区域内							
	都市計画法	用途地域	工業地域					
		地域地区	—					
		建ぺい率	60%	容積率	200%			
	その他の法令等	・道路法(府道大阪臨海線区域内) ・建築基準法 ・消防法						
その他条件	・火気厳禁							
供給処理施設の状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号				
		対象地周辺	対象地内					
	公営水道	本管	引込管	泉佐野市上下水道局 072-467-2800(代)				
		有	無					
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電(株)コンタクトセンター 0800-777-3081				
		有	無					
都市ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)導管情報センター 06-6202-2141					
	無	無						
公共下水道	本管	引込管	泉佐野市上下水道局 072-450-2222(代)					
	有	無						

(裏面へつづく)

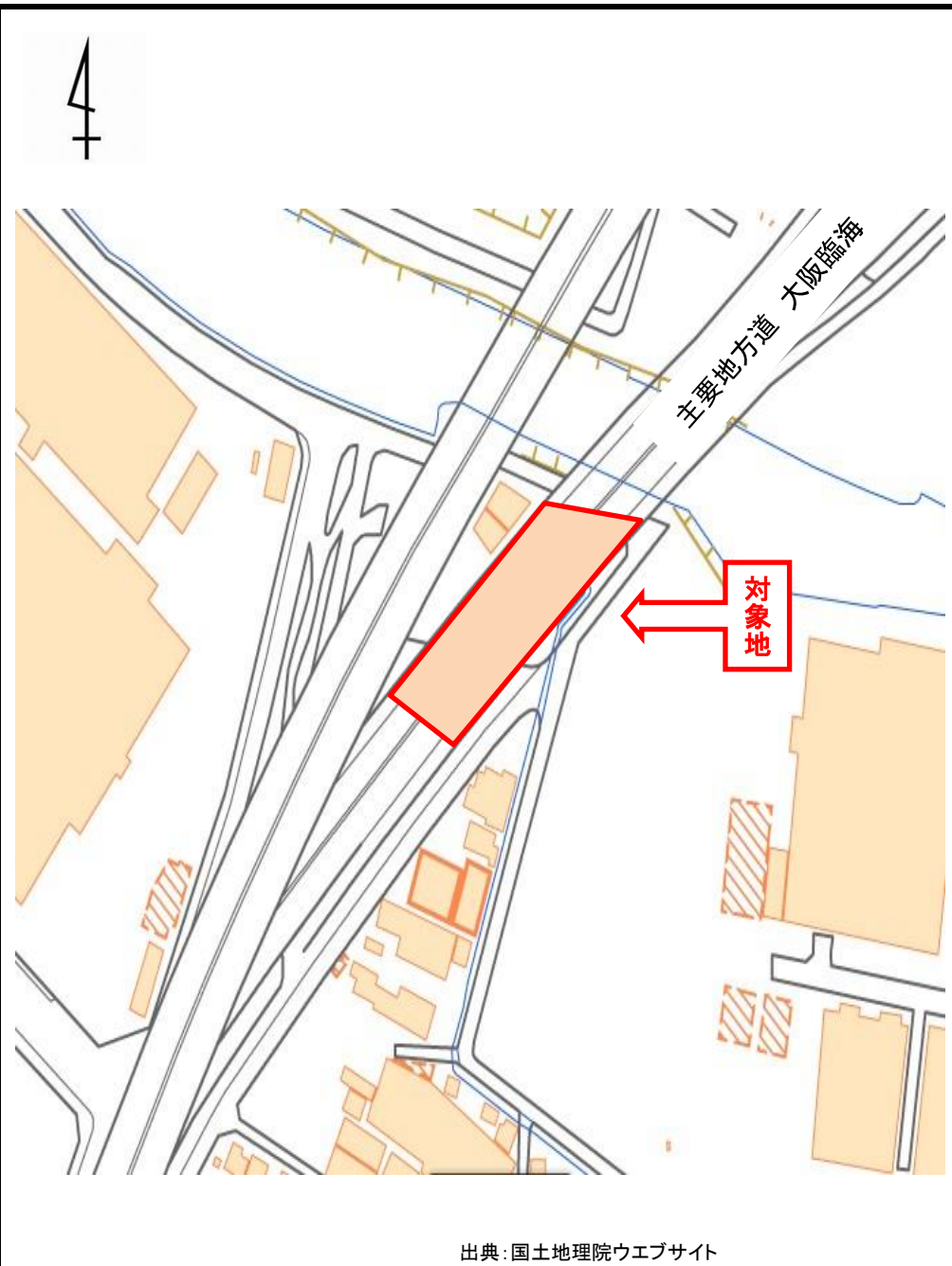
特記事項

- | | |
|--|---|
| <p>8 敷地内には、マンホール等の占用物件が設置されており、これらの関係者も対象地内に立ち入ることがあります。マンホール上には、物件を置かないようにし、さらに上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障になる場合は、施設の撤去または移動をお願いします。なお、撤去又は移動等に必要な費用等については、占有者の負担となります。</p> <p>9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついでには、点検や補修工事において、一定の期間、占用不可となる箇所が生じることになりますが、その占用料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占用許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、岸和田土木事務所と協議してください。</p> <p>10 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>11 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占用期間は最長で令和4年3月31日までとなっておりますので、本公募による占用開始日は令和4年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占用開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しませんので、協議の結果により占用開始日が遅れた場合でも、その責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>12 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>13 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> | <p>14 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> <p>15 高架橋の点検等のため、対象地の使用にあたっては、橋脚から1m以上、橋梁から3m以上の離隔を確保してください。</p> |
|--|---|

(1)位置図 (物件番号:第1号)

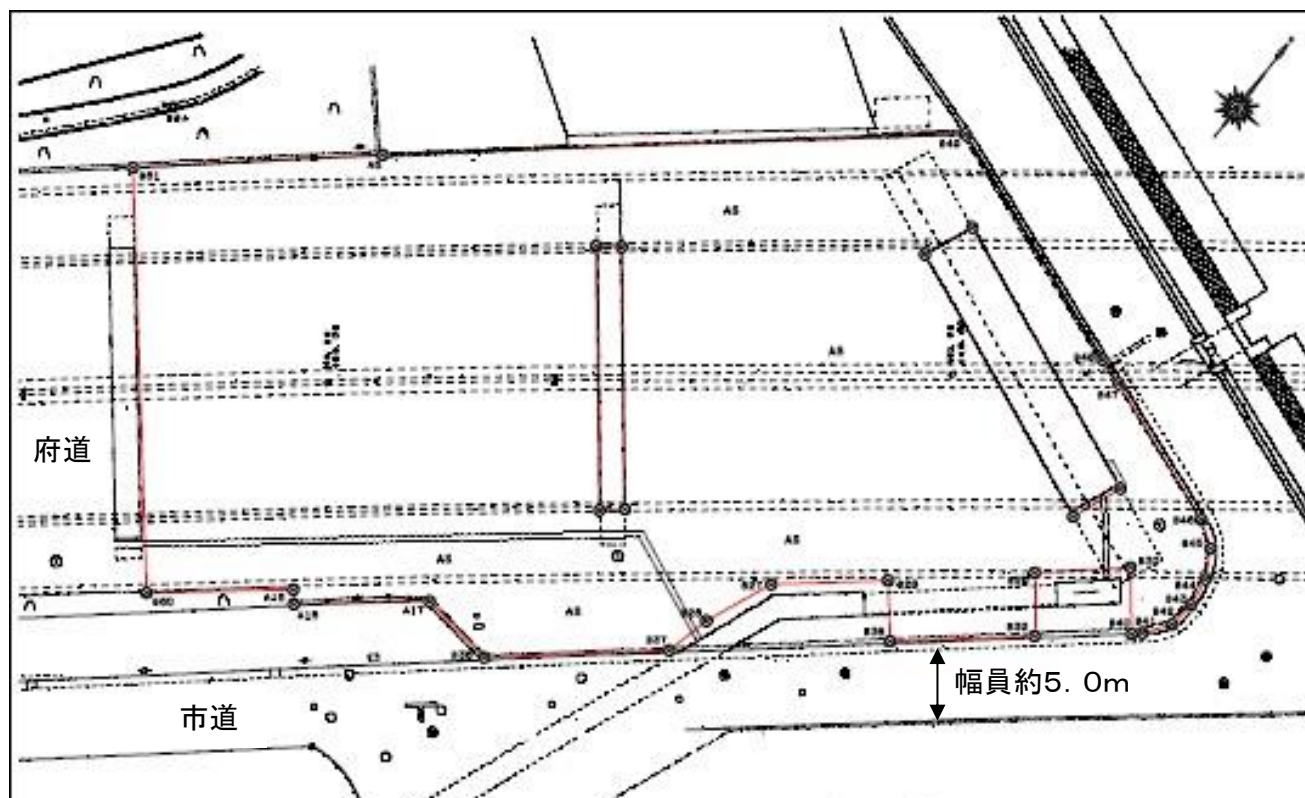


出典: 国土地理院ウェブサイト



出典: 国土地理院ウェブサイト

(2)平面図・丈量図 (物件番号:第1号)



求積表

測点	X	Y
B60	125.538	114.453
B61	98.600	117.641
A5	96.429	101.763
B49	91.948	84.671
B48	105.507	54.702
B47	106.945	53.543
B46	115.157	47.520
B45	116.928	48.781
B44	118.898	48.929
B43	120.643	47.735
B42	121.980	48.831
B41	122.667	50.674
B40	122.795	51.359
B30	118.583	51.778
B29	119.430	57.880
B39	123.451	57.533
B38	124.571	66.734
B28	120.714	67.190
B27	121.595	74.626
B26	124.268	78.570
B37	126.342	80.778
B36	127.799	92.547
A17	124.532	96.348
A16	125.458	104.998
A15	124.523	105.113

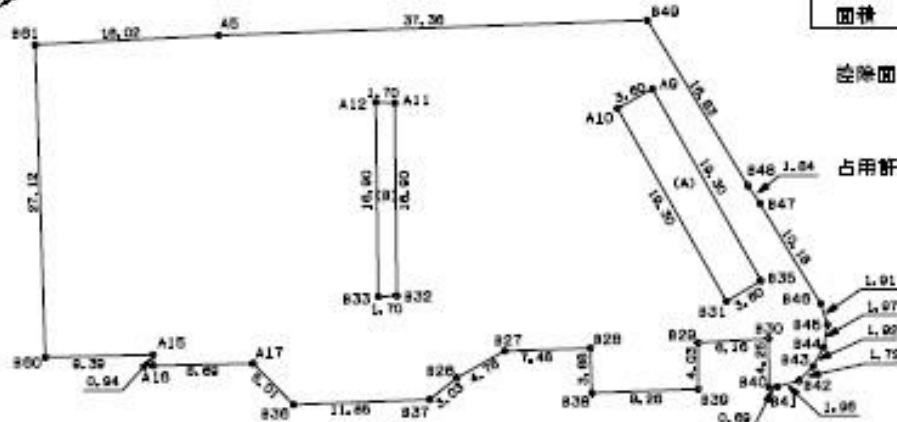
低積 3684.348991

面積 1842.1744955 地積 1842.17 m²

陸路面積(擁台等) $19.30 \times 3.60 = 69.48\text{m}^2$ (A)
 $16.90 \times 1.70 = 28.73\text{m}^2$ (B)
 計 98.21m²

占用許可対象面積 $1,842.17 - 98.21 = 1,743.96\text{m}^2$

丈量図



図面名	貸付平面図兼丈量図
作成年月日	平成28年10月24日
縮尺	
事業名	大阪府